

コンサルタント等契約「国内業務主体」における 定義及び名称の変更について

2023年3月

国際協力機構
調達・派遣業務部

内 容

- 1. 定義変更の背景**
- 2. 国内業務主体の定義及び名称の変更**
- 3. 留意事項**

1. 背景

2022年11月に導入した[「コンサルタント等契約（国内業務主体）」](#)の契約は、該当の調達業務種別を、現地業務人日の割合により「コンサルタント等契約」と分けることとし開始した。

当初の想定は、従来一般契約で実施していた国内での調査業務等を対象として想定していたが、制度を開始したところ、ウクライナ案件など、現地渡航が困難で遠隔業務になるがゆえに「国内業務主体」になったもの、オンラインでの業務が進み、国内から遠隔で業務を行うことが増加したために国内業務人日が増えて「国内業務主体」になったものなど、従来「コンサルタント等契約」で実施していたような内容のものまで「国内業務主体の契約」の制度が適用されている。

上記のような状況を踏まえ、競争参加者からも本制度の適用案件について検討の要望もあり、現地業務人日での定義を見直す必要が生じた。

1. 背景

【2022年11月導入時の定義（変更前）】

コンサルタント等契約	コンサルタント等契約 (国内業務主体)
調達業務種別 (現地業務人日が50%以上の業務) (人月換算で現地業務が40%以上)	調達業務種別 (現地業務人日が50%未満の業務) (人月換算で現地業務が40%未満)
⑧基礎情報収集・確認調査	⑫基礎情報収集・確認調査
⑨評価調査（テーマ別、事後）	⑬評価調査（テーマ別、事後）
⑩調査・研究	⑭調査・研究
⑪フォローアップ（調査・実施）	⑮フォローアップ（調査・実施）
$\alpha = 50\%$ 、 $\beta = 35\%$	$\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 35\%$

2. 国内業務主体の定義及び名称の変更

現地へ渡航しない遠隔業務も考慮し、コンサルタント等契約の範囲を実態に合わせて拡大し、以下の通り変更する。

定義（表1）

調達・派遣業務部にて契約事務を行うODA業務（技術協力、調査業務等）
にかかる契約のうち、主管部署の実施計画（公示時点の提示）において

- （ア） 国外業務（遠隔での業務を含む）を含むもの
→ 「コンサルタント等契約」
- （イ） 国内業務が100%で海外の機関との業務（再委託、遠隔協議等）がない
「調査、研究等」及び「基礎情報収集・確認調査」
→ 「コンサルタント等契約（国内業務）」

名称

国内業務100%となることより、名称を「**コンサルタント等契約（国内業務）**」に変更します（「国内業務主体」の「主体」を削除）。

選定方式	コンサルタント等契約 (現地及び国内の業務人日割合は問わない)	コンサルタント等契約 (表1) (国内業務)
定義	(ア) ODA業務： 国外業務（遠隔での業務を含む）があるもの	(イ) ODA業務： 国内業務100%のケースのみ
調達業務種別	① 技術協力プロジェクト	⑫調査、研究等（国内での事業スキーム等の評価調査含む） ⑬基礎情報収集・確認調査
	② 開発調査型技術協力	
	③ 技術協力個別案件	
	④ 円借款付帯プロジェクト	
	⑤ 資金協力の準備調査	
	⑥ 有償資金協力の詳細設計	
	⑦ 上記に関する調査団（詳細計画策定調査・中間レビュー・終了時評価等）	
	⑧ 基礎情報収集・確認調査（ただし国内業務が100%で海外の機関との業務（再委託、遠隔協議等）がない場合を除く）	
	⑨ 評価調査（案件評価、テーマ別評価、事後評価。ただし国内での事業スキーム等の評価は除く）	
	⑩ 調査、研究等（ただし国内業務が100%で海外の機関との業務（再委託、遠隔協議等）がない場合を除く）	
	⑪ フォローアップ（調査・実施）	
経費率	$\alpha = 50\%$、$\beta = 35\%$	$\alpha = 35\%$、$\beta = 35\%$

3. 留意事項

1. 今回の定義変更により、コンサルタント等契約（国内業務）の契約は、国内業務が100%の場合に適用しますので、**現地渡航はありません。**
2. 「コンサルタント等契約」及び「国内業務／国内業務主体の契約」の双方について、**事業実施上の必要性に基づき、日本国内の民間企業、各種団体、学校等を訪問する場合に日本国内出張経費の計上を認めます。**具体的な経費については「Ⅷ.国内業務／国内業務主体の契約、4.日本国内での旅費・交通費」に準じますので、そちらを参照してください。※別紙1（経理処理ガイドライン追記）
3. 従来一般契約にて行われていたODA関連の調査や研究等は、コンサルタント等契約（国内業務）に移行していますので、10人月未満であり、且つ、内容が確定的な業務については「**総合評価落札方式**」の**対象**となります。（参照：[コンサルタント等契約執務要領第4条2項](#)）
4. 既に公示済みの契約については、公示時点での制度を適用しますので、変更はありません。

以上